

子どもの権利条約



題字イラスト／土田義晴

〔目次〕

- “権利条約を阻む壁”にいどむ ……1
- 息子に条約を教えてちょっぴり後悔!? ……2
- 子どもの権利条約フォーラム'94に ……2
- ぜび、ご参加を ……2
- 学校では何が壁になっているか ……3
- 動き出した子どもたち ……3
- 青森・子どもとランド共和国の活動／ ……4
- 地球子ども会議・世界リーダー会議で ……4
- 頑張りました！ ……4
- インタビュー ……5
- 三多摩公立高校談話会の活動 ……5
- 最近の青少年司法をめぐる動きと ……6
- 子どもの権利条約 津田玄児 ……6
- 「子どもの権利」市民オンブズマン ……7
- 子どもの権利条約 フォーラム'94 ……7
- こんなことを ……8
- 会員の声 ……8

“権利条約を阻む壁”にいどむ

—子どもの権利条約プレフォーラム「権利条約を学校の中へ」—

子どもの権利条約フォーラム実行委員会（委員長・栗野真造・喜多明人）は、九月三日、東京都内で「第二回子どもの権利条約プレフォーラム」を開いた。そこでは学校現場の教師、母親、高校生の各々の立場から、学校の中にどう条約を広めていくか、その障害は何かなどについて問題提起が行われ、活発な意見交換がなされた。とくに高校生の和田さんからブルマー問題をキッカケとして、条約学習会を開こうとして生徒会からクレームがついたことが報告され、「生徒同士の壁」が厚いことが注目された（写真・記事参照）。

ブルマー問題から条約の学習会へ

和田 紀子（高校生）

放課後のことである。友人と話して

いるうちに、体育授業ではなくブルマーのことが話題になった。なぜ、男子と同じショートパンツでなく、ブルマーをはかなくてはならないのか。あれこれ意見を交換していき、その規則を変えたい（ブルマーを廃止したい）という結論になった。しかし、我が校では自由である、生徒の自主性を尊重する、といわれながら、このような問題提起をしたという前歴が学生運動の時代から今までなかったため教師の中には、「なぜ生徒がそんなことを言うんだ。」という雰囲気を感じられた。

そこで私と友人は、子どもの権利条約に目をむけた。この条約を学校の中に浸透させていくチャンスでもあるし、またそれによって規則を変えやすく

るだろう、と考えたわけである。

まず、条約の知名度を上げて、関心を持つてもらうために全校集会で三回程、条約について（どのようなものか、など）を友人と共に呼び

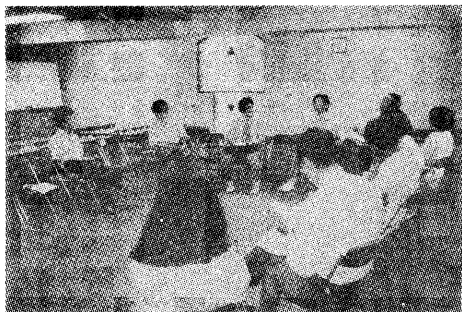
かけた。はじめのうちは関心をもたない生徒もいたけれど、そのうちに皆がきいてくれるようになった。次に、もっと詳しく条約を知ろう、というテーマで勉強会を開こうと考えた。しかし、ここで生徒会役員との意見の食い違いが生じた。

「権利、権利というものがままになってしまふ」

子どもの権利条約もとに

ブルマー問題を話し合い

保守的な生徒とぶつかる



様々な意見が出された

とか「ただでさえ、教師と友達感覚でいる生徒が多いというのに、この条約によってますます生徒が強くなり、教師がかわいそう」と考えていたのだ。結局、私の所属している委員会が独自に主催し、七十名の生徒、教師を集めた。その生徒会役員の人にとのようにして条約の意図することを正しく伝えていくか、が今後の課題であると私は考える。また、ブルマーを廃止する、ということはこれから本格的に進めていこう、と思っている。私一人ではおそらく何ひとつできなかつただろう。本当に友人そして姉には感謝している。

息子が子どもの権利条約を知ったのが、四年生になったばかりの時でした。喜多せミの小学生版を読ませたのですが、その時は「学校では無理だよ」という言い方でした。私の方は一日中体操服を着せられてゐるのはおかしい。休み時間なのに全校で体操させられるのはおかしい、などなど、けしかけていました。

そのうち、自分でもいろいろ考えるようになって、教師に向って、それはおかしい、こうしたい、と言えるようになって、煙たがられるようになりました。私も当然親として教師に働きかけをするのですが、教師の反応は、すねる、ムシする、子どもに当る。子どもにとって何がいい事なのか、親と一緒に考えようともしません。考えているのかもしれないけれど、それはみんな同じがいいという教師、学校の思考の中で、子どもを一人の人間として見ていないのです。教師自身も自分が、た

古沢 幹子（三郷市・母親）

ように思います。

五年生になって担任が変わったのですが、息子が「もう何と言っても無駄だヨ」とだんだん無気力になってしまつて、親としては、子どもの権利条約を息子に教えた事を少し後悔しています。条約の理念と現実のギャップがあまりにも大きくて、それを埋めてあげる事ができない今、悪い言い方をすれば、条約を真に受けた子ども達が行動した時現状以上にもっと辛い思いをしてしまふのではと思います。

一方親たちは、玄関を出たら学校におまかせ、という人が多くて、おかしい事が沢山ある学校、PTAなのに声を出して言うのは私だけというのが現状です。PTAで権利条約をやりたいと私が言った時、会長は「そんなものではない。」と言いました。親も教師も、権利条約は別世界のもののようです。学校の中に権利条約を入れるには、教師一人ひとりが条約を理解し子どもは一人ひとり違うことにながつかなくては、と思います。

子どもの権利条約の発効的な批准と実施をめざして、全国の団体、グループ、個人の方々の情報、意見交換を行います。

条約では世界と日本の子ども問題をつなげて意見交換できるよう計画されています。子どもの問題や条約に関心をもっている人、とりくみをしている人、ぜひ参加ください。

13:00 受付開始
13:30 全体会
 ・開会あいさつ／基調報告
 ・参加型学習「権利契約」ワークショップ
 (何があってもお話し。みんなの参加で子どもの権利条約の学習。)
 ・NGO・市民広場(NGO、市民グループのプレゼンテーション)
 ・子どもアクション広場(会場の子どもたちによる「子どもアクション」といふ発表や発表交流)
 「何があってもお話し」のグループから「子どもアクション」といふ発表や発表交流
 について、参加型学習で子どもたちに質問する機会があるといふこともあつた。
 「子どもアクション広場」は、子どもたちの意見や思いをいかにして生かしていくもの。ついで
 のことばとして、「子どもの権利宣言」への関心や権利意識の向上に役立てていくもの。ついで
 のことばとして、参加型学習。参加型学習は、参加型学習の場、参加型学習の場、参加型学習の場、
18:00 自由時間
18:30～20:30 交流会(夕食とにぎやかな懇話、団体、グループ、個人の懇話会)

9:30 受付開始

10:00 分科会
(座席)

15:00 全体会
・各分科会のまとめ、意見交換など

16:00 閉会



読者の方々から、よくネットワークとフォーラムとの関係について聞かれることがあります。そんな時私はこう答えています。

子どもの権利条約ネットワークは、条約の実施と普及に関する資料や情報を集めつつ、関係する団体・グループ、個人の意見交換・情報交換の場を提供してきました。

今年の総会でもそのために「子どもの権利条約フォーラム'94」を開催することにし、ネットワークが「中心的な役割を果たしていきます」。(活動方針)とのべました。しかし、ネットワークも一つの団体です。一つの団体だけでなく多くの団体・グループ・個人が交流し合うような企画を立て運営していくよりは、参加する団体・グループ・個人の人びとが主役になってその知恵や力を

喜多 明人

出し合って作る方がはるかに建設的である
と考えました。とくに大阪の国際子ども権
利センター（代表・栗野真造）と共同する
ことによって地理的にも領域的（国内・外）
にもカバリーし合える交流の場づくりがで
きると考えました。そこでフォラム'94の企
画・運営は、ネットワークを含め多くの個
人・グループ・団体の方の合議によるフォ
ラム'94実行委員会を決めていくことにな
ったわけです。

ネットワークの読者の側からみれば、フ
ォーラムやプレフォーラムも広い意味で
の“ネットワークづくり”の活動だ、と考
えてよいと思います。

「ヨング」広場を子どもたちの企画で5日の全体会では、若者たちが中心となって、「子どもアクション広場」の準備が進んでいます。ここでも、企画については参加する子どもも・若者と一緒に決めていきたい、と勝本さん、水永さん、和田さんたち学生・高校生がはりきっています。

ネットワークでも「子どもとおとなのパートナーシップ」づくりを進めてきましたが、ぜひこの輪が毎年大きく広がっていったほしいと願っています。

学校では何が壁になっているか

権利条約を阻む7つの論理

藤井 幹夫

(川崎工業高校教員)

子どもたちが日常生活の大半を過ごす学校で、子どもの権利条約がどのように生かされるかはこの条約の実質を決めてしまうほど重大な問題なのですが、現在のところ順調に進んでいるとは言えない状況です。今の学校で一体何が壁になっているのでしょうか。それはおもに先生たちの価値観、論理の壁と思われませんが、主だったものをまとめてみましたので是非一度身近な学校でチェックしてみてください。

一、「改革も横並び論」

例えば校則や制服の改善など、改革の議論は出るが、自校だけ突出したくないという教職員の横並び意識がブレーキになって、なかなか実行に踏み切れない。改善には反対しないが、自校だけで行った場合どうなるか不安だ、やるなら全体で同時にやってほしいという考えで、意外に強いパワーを持っている。たとえ改革の方向で意見がまとまりかけても、この「横並び論」が出ると、土壇場で結論がひっくり返ってしまうことがよくある。

二、「教育人権制限論」

子どもは未熟な存在であるから、教育の場では、その人権は、制限されるのが当然だという伝統的教育観がまだ根強い。子どもは子どもである前に基本的人権を有する人間であるというあたりまえの人権意識が学校の中ではまだ希薄。

三、「わがまま助長論」

生徒に権利を認めると、それを悪用するようになり、生徒のわがままを助長させる結果になる、という考え方がある。また、学校で子どもに権利を認めたら、要求に際限がなくなり、学校秩序の崩壊の危険につながると、恐れる人もいる。しかし残念ながらこれは杞憂のようで、今の子どもたちは学校が恐れるほど権利は望んでいないという指摘がある。

四、「寝た子を起こすな論」(生徒会の現状など)

生徒会の多くは、学校側の管理が徹底し、形ばかりで、自立的活動が少ないのが現状ではないだろうか。これは、「生徒会とPTAは生かさず殺さずが学校運営の基本」(ある校長の言)などといった管理主義の結果である。

もちろん、中には、積極的な生徒会もある。生徒会で条約の広報活動に取り組んだり、生徒手帳への子どもの権利条約の記入に取り組んだり、といった活動が伝えられているが、一方では教職員による干渉や妨害も伝えられている。(これは正確に言うところ、「起きた子どもで寝かせろ論」)

五、「条約外圧論」

日本の社会(そして学校)には、固有の習慣や伝統や文化がある。そこへ価値観の違うルール(子どもの権利条約)を外から強制的に持ち込んでも、なじまないし、無用の混乱を引き起こすだけで迷惑だ。こんなもの(子どもも権利条約)は骨抜きにして有名無実化するに限る、という意見。子どもは保護の対象で、その権利はある程度制限されるのが日本の教育文化であり、子どもに市民の権利を与えるのは好ま

しくないという考えが前提にある。

六、「権利恩賜論」

たとえ子どもに一定の権利を認めるとしても、それは管理者としての学校長が特別の計らいを持って与え下す(恩賜する)ものであるから、子どもは感謝してありがたく受け取らねばならない、という「お上意識」的考えがある。この場合、必ずと言っていいほど、その代わりに「道徳を守りましょう」とか「義務を果たしましょう」といった交換条件がつく。

七、「お釈迦様の掌論」

学校(先生)はお釈迦様のように万能であるべきであり、子どもたちは、その掌の中で言われたとおり行動すべき存在だという考え方。子どもたちがおとなしくしている(学校管理下にいる)うちは、お釈迦様は慈悲深く保護してくださるが、孫悟空のように秩序をかき乱して、掌の外に飛び出そうとすると、お釈迦様は「分をわきまぬ身の程知らずめ」とばかり烈火のごとくお怒りになり、石牢に閉じこめてお懲らしめになる。

今日の学校は、生徒の生活のすべてを教員の手の届く範囲におさめてコントロールしよう、またそうできなくてはいけない、と思い込みすぎているのではないか(完全主義)。だから子どもたちが少しでも教員の予想を超える行動をとると必要以上に動揺し、過剰反応をしてしまう。

動き出した子どもたち

Part 3

条約批准を契機として

いま、各地で子どもの権利条約フォーラム'94に連動するかのごとく、様々な催しが開催されています。青森では9月17日に「こどもの権利フォーラム・'94」が開催され、愛知でも9月18日に「子どもの権利条約フォーラム・in あいち」(ベストインタレストの会主催)が開かれました。

そのような中で子どもたちの動きも活発です。以前紹介した動き(14・15号)のほか、青森ではこの8月に子ども会「ちびすけランド共和国」中学生リーダーズ倶楽部の生徒たちが条約の普及活動やアンケート調査の活動をはじめていきます。また同じ8月23・29日まで東京と京都で「地球子ども会議・世界リーダー会議」が開かれ日本の高校生が議長をつとめて頑張りました。

子ども・若者の行政参加の動き

大阪の河内長野市では、この六月に21世紀に向けての「市第三次総合計画」を立てるための審議会に高校生から三〇代までの若者を一般公募しました。この公募に対し、高校2年生4名をふくめ専門高校生、学生などの若者が委員として参加することになりました。審議会への高校生の参加は最近では兵庫県川西市の例があります。また、東京・杉並区の総合児童センターの設置に際して、大人中心の「建設協議会」のほか、中・高校生から成る「建設委員会」が設けられることになり、募集したところ43名も申し込みがありました。中学生26名、高校生17名の43名全員が建設委員になって様々なアイデアを出しているようです。

子ども会で権利条約を批准

青森・ちびすけランド共和国の活動

「子どもの権利条約」って知らない人は、77%。青森市の街頭アンケートで、こんな結果が出ました。

こんにちは。青森市の子ども会「ちびすけランド共和国」中学生リーダー

ス倶楽部です。昨年4月、私たちは

「子どもの権利条約」を批准。市民の関心呼び起こすため、共和国会議

(小学4年生以上で構成)でこども語訳全54条を決定し、臨時国会の承認を

受け、国際連合青森県本部へ批准書を寄託という一連の「お遊び」を実施しました。

そして本年4月、中学生リーダーズ倶楽部の中に「こどもの権利委員会」を結成し、その後の追跡調査や啓蒙活動を決定。街頭アンケートは8月19日、全10項目の設問で発効後の周知度等を中心に実施しましたが、冒頭の「権利条約知らない」という数値も、実は、単に名前を聞いたことがある程度も「知ってる」に含めており、周知度はかなり低いというのが実態です。また、「子どもに権利はいらない」の答えが1割強もあり、高校生くらいの年代が多く、全国的な傾向と合致しています。

9月17日には、「こどもの権利フォーラム'94」を主催(写真・記事参照)。現職教員による、「学校って知らない!」という模擬ディベートやグループディスカッション、弁護士とのミニ講演などを内容とした集いを開催しました。また、10月15・16日開催の学校祭(古川中学校)に、「子どもの権利条約」関連の展示コーナーを設けようと企画。

先日、代表の八木橋大輔君をはじめリーダーズ倶楽部員4人が、学校長に展示スペースの借用を申し出て承諾されました。

活動することで何かが変わります。例えば、6月に外務省で作成した子ども向けのリーフレット。8月の街頭アンケートでは、ほとんどの子どもが「見たことがない」と答えましたが、新聞紙上等で私たちの活動が取り上げられた後の9月上旬では、市内の学校の7割程度まで掲示が浸透しており、大人の反応に苦笑しつつ、今後さまざまなアクションを起こそうと思っています。

ちびすけランド共和国世話人 佐藤 秀樹

学校は、いる? いない? 中・高生14人 自由に討論



「行きたくなく、本音飛び出す」

「こどもの権利フォーラム」で、市内の中学校・高校14人が、学校について自由に討論した。中には「行きたくなく、本音飛び出す」という声も上がった。討論は、市内の中学校・高校14人が、学校について自由に討論した。中には「行きたくなく、本音飛び出す」という声も上がった。

地球子ども会議・世界リーダー会議 で頑張りました！

津田彩樹子（地球子ども会議議長）



地球子ども会議

世界リーダー会議に出席した津田彩樹子さん(中央)

八月三日から六日間東京と京都で「地球子ども会議・世界リーダー会議」を開催しました。そこには世界中一三カ国、八九名のユース・エンディング・ハンガー（YEH）のリーダーが集まりました。初日には、飢餓の現状や「子どものための世界サミット」、地球子ども会議のことをわかりやすく伝えるための自作の劇を上演し、サミットの世界宣言の検証を行いました。二日目は、一九九五年に向けての具体的な行動の創作です。アフリカ、アジア、中南米の参加者が自国のプロジェクトを発表し、それを分科会で詳しく話し合っ、日本、アメリカ、スイスのY

EHが支援していくことを決定しました。三日目は、櫻内前衆議院議長、デソーサ国連大学学長、オレレッケン・ケニア駐日大使、その他の大人の方々が見守るなか、公開会議が行われました。公開会議では、各プロジェクトの発表や会議の総括を行い、最後に「東京声明」を採択、議長と各国代表がサインをし、国連大学学長に手渡ししました。

そして翌二六、二八日には京都に移動し、京都JC（青年会議所）主催の「エンゼルフォーラム世界大会」に参加しました。「世界リーダー会議」は、その名にふさわしく、すばらしい会議でした。会議が終わったとき、

「来年はニューヨークで」を合言葉に、会場はプロジェクトへのやる気と、第二回「地球子ども会議」をニューヨークで一〇〇カ国五〇〇人の参加で開催するという決意で満ちていました。今年の「地球子ども会議」に貢献してくださった方々、本当にありがとうございます。日本のYEHのために、これからも応援と支援をよろしく願っています。

インタビュー

編集部 東京の三多摩地域で高校生徒会役員の集まりがあると聞いたのですが……

石井 ええ。三多摩公立高校懇談会、略して三公懇といっています。三年前に生徒会の副会長をしていてそ

に参加しました。編集部 どんな学校が集まっているのですか。

石井 多摩の公立高校はすべて対象。いま加盟対象校は25校で2つのブロックに分かれて会合を開いています。電車の沿線でブロック化されていて、青梅・五日市線ブロックには秋川、羽村、多摩工業など13校。中央線沿線は国立、立川、第五商業など12校です。ブロック別、全体とともに月1回くらい会合をもっています。

編集部 石井さんが参加されていたころどんなことが話されていましたか。

石井 制服自由化やロッカールの設置の問題など日常生活に

三多摩公立高校懇談会の活動

話し手 石井 均司（都立高校元生徒会副会長・学生） ▶▶ 聞き手 編集部

かわるものが多かったです。でもそれだけじゃつまらないって、日の丸・君が代についても話し合いましたよ。

編集部 具体的にこの三公懇に出てやってみようと思ったことがありますか。

石井 私ではなくA高校の生徒会の役員が、ロッカーがないことに対して、三公懇の情報から他校にはあることをもち出してロッカーをつけさせた、なんてことがありました。

編集部 この三公懇はいつもそんなことをやっているの。

石井 最初作られた時（一九五七年―編集部）は、親睦が目的だった。確か立川高が呼びかけたと思います。たいていは、生徒会活動をいかに活発化させるかが主なテーマでしたがときには社会教育会館ホールの取り壊しに対して東京都知事に反対請願しよう、といった話し合い（一九八二年―編集部）ももたれたようです。編集部 千葉県では生徒会連盟が結成されましたが、三公懇もそんな発展をとげることを期待したいと思っています。

最近の少年司法をめぐる動きと子どもの権利条約

■津田 玄児 (子どもの権利条約ネットワーク代表委員・弁護士)

昨年一月二九日に、山形マツト死事件の保護処分となった少年の抗告審で、仙台高等裁判所はすでに無罪・不処分で終わった別の三人の少年についてまで、犯人として公然と名指しする決定を行い、子どもの権利への無理解りを天下に示しました。今年の二月

二八日に今度は東京地方検察庁八王子支部が、調布南口傷害事件で無罪・不処分で終わった少年を同じ事件で再び起訴し大問題になっています。いままで家庭裁判所の少年に対する決定は、最終的なものとして尊重され、この事件のように無視され再度問題にされる

ということは全くありませんでした。もし今後このような扱いがまかり通ることになると、家庭裁判所で事件が終わりになっても、少年達はいつ再び責任を追求されるかもしれないこととなり、おちおちと安心していられないことになります。

一九九〇年に国連が非行防止のためのガイドラインとして採択したリヤドガイドラインが、「子どもや青少年の人格の適切な発達に十分な留意がなされなければならない、彼らは社会統合の過程において、完全かつ対等のパートナーとして受け入れなければならない」として、非行防止の基本的な考え方として、非行防止のために特に重視すべきことを表しているのです。

日本では一、一三三万人の少年人口(一四歳～一九歳)に対して、年間二〇〇万人の少年が、警察の補導の対象とされ、四〇万人の少年が家庭裁判所に送られています(一九九二年)。これは決して少ない数ではありません。

そして家庭裁判所で処分を受けないで終わる子ども達は、その七七八割を占めています。冒頭の二つの事件に見られる家裁の不処分を無視する姿勢が定着すると、沢山の子ども達が二度裁判を受ける危険におのかされ、落ちついて成長をとげる環境を奪われることとなります。子どもの権利条約が批准・発効し、子どもに関する保護・援助の



ネットワークの集会で発言する津田玄児さん

大人であれば、一度刑事事件で判決を受けて終われば、同じ犯罪で二度も責任を追求されることは憲法三九条で禁止されており、基本的な人権を侵害するものとして絶対に許されません。少年の手續が家庭裁判所で扱われるのは、ダメージの大きい刑事裁判に代え、少年を保護しその成長を援助するための手續を予定したものです。大人では許されない不利益がその中で行われるのは、保護・援助としての手續が仇になり、子どもであるために不当な差別が加えられることとなります。

ごんじのとおり、子どもの権利条約は、子どもだからといって大人と差別することは許されないということを基本に置いています。

「子どもの権利」市民オンブズマン

名古屋から

荻原 剛（弁護士）

「子どもの権利」市民オンブズマンは、約半年間の準備活動を踏まえて本年三月に設立された。会員は、教師、元教師、教職員組合、研究者、児相ケースワーカー、牧師、医師、不登校等各種相談機関のメンバー、弁護士、父母等多彩な顔ぶれから成り立っており、現在約100を超える個人、団体が参加している。

オンブズマンとしては、名古屋でも県議定数訴訟、市長交際費公開訴訟等活発な活動をしている団体があるが、子どもの権利の問題については、これまで横断的な繋がりを持つところが充分成熟していなかったため、あえて子どもの権利に焦点を絞った「子どもの権利」市民オンブズマンを設立したものである。

このオンブズマンの活動方針としては、概ね次の三つがある。第一は専用電話ファックスを設置しての個別の子どもの権利の相談・救済活動である。こ

の点については、弁護士会等でも相談窓口を持っているため、それとの競合が問題となるが、これまでどちらかといえば親・保護者からの相談が多いのに対し、オンブズマンとしては、子どもの側からの率直な相談を予定している。そのため「子どもの味方電話相談」という子ども向けのパンフレットも作り、子ども達の溜まり場や地域に配布している。これまでの相談でも子どもの側の比率がかなり高いものと自負している。

また相談の結果、インテークをして必要に応じて弁護士会や個々の弁護士、その他適切な相談機関等に対応を依頼したりすることもある。

第二は行政に対する働き掛けである。この四月には養護学校での体罰事件について、教育委員会への申し入れ等を頻繁に行うことにより、事実関係の調査、当該校のみならず管内での体罰抑止を喚起する指導を行わせるなど市・県教委の重い腰を上げさせる取組みをしている。

第三は、子どもの人権活動を行う他の関係諸団体・個人との横のネットワーキングを強めて行く活動である。民間だけでなく法務局の人権養護委員会等とも定期的に懇談をもち、新設された「子どもの人権専門委員」とも協同協力関係を作っていくと考えている。（「子どもの権利」市民オンブズマン代表）

手続・運用から差別を排除し、文字通り保護・援助の実体を整えるように高めることが求められている今日、逆に差別を助長・定着させ、子ども達から保護・援助の機会を奪うことになるこうした事態の進行は、憂慮すべき大問題で、放置し見逃すことは絶対に許されません。

子どもの権利条約は特に困難な状況下にある子どもの救済・保護に重点を置いています。子どもが非行に陥り、あるいはその疑いをかけられるという場合についても、特に三七条で非人道的な取扱を禁止し（a）、自由剥奪を厳しく制約し（b）、自由を奪われた子どもの保護に関する保障を定め（c）、（d）、四〇条で、子ども達が「尊厳および価値についての意識を促進する方法で取り扱われる権利」を有し、「他の者の人権および基本的自由の尊重を強化」し、子どもの社会復帰・建設的役割の促進が望ましいことを考慮する方法で扱われる権利を保障し（一）、そのために無罪の推定を前提とする適正な手続を保障し（二）、「子どもに対して特別に適用される法律、機関および施設の確立を促進するように努める」などとし（三）、更に三九条で心身の回復と社会復帰のために必要ならざる措置をとることを求めています。子ども達は、非行を疑われ問題とされるといふことだけで、困難な状況に置かれます。警察などから厳しく責任を追求され、時には留置場や鑑別所に収容されて自由を奪われ、心身に

いやし難い傷を被っています。生活の上で困難の克服が必要な状況に置かれていることも少なくなく、家庭や学校や地域社会や仲間から疎外された存在であることも珍しくありません。精神的にも、社会的にも、経済的にも孤立無援であることも多いそうした子ども達に、無実の場合には胸を張って嫌疑を雪ぎ、罪を侵している場合にはその過ちを糧にして成長を遂げるように援助・保護することが、子どもの権利条約が少年司法に求める課題といえます。

日本では少年法による家庭裁判所の保護手続が、その中心を担っています。その解決が他の手続の中で、あるいは他の機関によって乱暴に否定されたのが、冒頭の二つの事件です。これは日本における非行を問題にされた子どもの手続を壊滅させることにも繋がっているのです。なおその背景には、家庭裁判所に送って、その処理に委ねたはずの事件について、警察がその後家庭裁判所の処理に影響を与え続け、裁判所もこれを排除しないで受け入れ、だんだん不感症になってきているという現実があります。少年達の訴えで疑いが晴れそうになると、警察はそれをつぶすために権力の威迫を背景に作りあげた資料を送りつけ裁判所に影響をあたえ、少年の訴えを押しつぶすのです。このままでは家裁は保護・援助の機関でなく、冤罪の巣に変わってしまいます。批判を強め、現実を是正させることは、今日の子どもの権利に関する緊急で最大の課題の一つと言えます。

子どもの権利条約フォーラム'94 こんなことをやりますよ！

〈11月5日(土) 全体会〉 13時30分〜

●楽しく条約を学ぶために

●参加型学習『権利条約ワークショップ』

●お互いをもっと知ろう

NGO・市民広場・パネルディスカッション
「NGO・市民活動を支える社会とは」(保坂展人・中島絢子他)

代々木(参宮橋)のオリンピック記念センターに集まろう！

権利条約ワイワイ広報コンテスト賞品
アリノ ポスター・チラシ・パンフの
コンテスト

●全国の「元気な子ども」大集合

子どもアクション広場

〈11月6日(日) 分科会(仮テーマ)〉

①教育への権利

②コミュニケーション

③家族と子ども

④少年司法

⑤意見表明権

⑥入門講座「大田堯先生と語る集い」
(申し込み・ネットワーク事務所まで)

塚本智宏(北海道)

今年は学生(ゼミナール)とともに、条約の普及と「コルチャック先生」の上映運動をしようと計画中です。市民がまた子どもがどんな反応をしてくれるのか、今期待と不安が交さしくしております。ともに一歩ずつ前進しましょう。

渡辺智子(愛知県)

こんにちは。今年とうとう権利条約が批准されましたね。私が権利条約にこだわりはじめて5年目になります。でも、今回の批准は、あまりにもあっさりとしていて、全く実感がありません。これから、この権利条約が、本当に生かされていくように、私自身もいろいろと考えていきたいと思っています。「子どもの権利条約ネットワーク」からの情報も、とても貴重です。これから、どうぞよろしく願います。

志村欣一(山梨県)

Convention on the Rights of the Childの訳は、「公定訳は児童としましたが、やはり子どもがふさわしいので、できれば児童(子ども)と並記するなど、子どもを定着化させるように運動することが大切だと思

会員の声

います。政府及び地方自治体における広報義務が十分おこなわれていない段階では、民間でも子どもの権利条約を使うような自主的な取り組みをおこなう必要があります。

本間健一(北海道)

児童福祉領域に一九五七年から入り、心臓、肺、気管支に疾病を得、内部障害者一級の必要通院の年になり無職、自宅静養している現在だが、益々「子どもの一人権について考えさせられる毎日である。焦っては余命に影響大と自重、せめてもとと会費納入と関係の団体加入で耐えている。どうか一層の活動を期待しています。

富田博之(東京)

わが家の隣りに「Chinohai Chopin house」という幼児のためのピアノ教室が新築開業され、現代の子ども事情を垣間見る思いをしています。

大川知子

何とか国会は通ったものの……。永井さんの怒りが心に浸みます。でも、日本もようやく自力で民主主義を創り出す時かなと思える政界のこんとんに、今こそ子どもたちの力と共にと思います。

1994
子どものしあわせ
10月臨時増刊号

子どもの権利条約

条約の具体化のために

「子どもの権利ってなに？」一条約を理解し具体化するための15項目を解説し、条約全文と問題点を掲載。

過剰適応
する
「いい子」
たち!!

おとま
戦争

斎藤茂男
1500円

〈もくじ〉優秀児願望という熱病/子どもを愛せない症候群/「新人類」世代の子育て事情/保育の新しい役割って何?

〒162東京都新宿区 草土文化 TEL 03(3204)4811
早稲田鶴巻町560-8 FAX 03(3204)4818

『子どもの権利条約』No.16

1994年10月15日発行

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク

〒105 東京都港区海岸

1-6-1-831

Network for the Convention
on the Rights of the Child

Tel. 03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369

(月曜日/午前11時〜午後4時)

★発行人 喜多明人

★編集人 平野裕二

★年会費 3,000円

18歳未満 500円

定期購読 3,600円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷



憲法と子どもの権利条約 喜多明人・立正大学喜多ゼミナール編 ばくらの権利条約

2800円
1500円

■季刊教育法

子どもの意見表明権と学校
子どもの権利条約と学校・教師
子どもの権利条約の動向と最近の教育判例

定価1500円

エイデル研究所

東京都千代田区五番町12
(Fミール五番町1-021)
◎102 電話03(3234)4641